

基本方針の策定に関して、「人権救済及び相談支援の体制に関すること」についての
審議会の意見

相談支援の体制に関すること

1. 相談から問題解決までの流れや、実効的な対応・支援につなぐための縦横の連携について、仕組みを一層整えること。
2. 例えば医学的な支援が必要となる場合もあることから、法務局等との制度的な連携のみならず様々な視点で関係機関等との体制を構築すること。
3. 人権に関する総合的な相談窓口体制を構築する場合、その相談員の適正性が重要であり、単に特定分野の資格等を保有するのみではその者が人権相談に携わる者として適切か判断が難しいため、人権感覚や実績を重視すること。
4. 効果的な広報及び丁寧な情報発信に努め、相談者に寄り添った支援を行うこと。
5. SNSの活用を含め、様々な手段を用いた多様な入口のある相談支援の体制を構築すること。
6. 他自治体の状況等も参考に、充実した相談支援を行うための体制強化、不断の見直しを行うこと。

(その他、附帯意見)

1. どのような相談支援体制を今後構築する場合であっても、単に体制を整備するだけでは人権課題の解決につながらない。また、市民から相談されるには、行政が市民から信頼されることが重要であること。
2. 行政が行う相談支援には限界がある。表面化してこない問題や社会的孤立に陥っている方がいることを念頭に、人と人とのつながりの大切さやまちづくりが最も重要であることを念頭に、人権施策のみにとどまらない、市政全体として「人間を大切にする」政策を行うことが重要であること。

人権救済に関すること

1. 人権侵害の種類や内容によって、最適な救済内容は異なる。被害者の自立支援のため、画一的な制度運用ではなく、個々の事案に丁寧に対応できるようにすること。
2. インターネット上での差別的書き込みについては、内容によっては法務局等の適切な機関へ調査要請や削除要請を行いうことも視野に、モニタリング事業の導入を検討するなどその対策を早期に講じること。
3. 特に明確な差別意識を持った明らかな人権侵害への対応については、その言動を直ちに止めさせるべく、あらゆる救済手段を講じるべきである。一部の地方公共団体が制度化している救済手法（人権侵害を行った側に対する勧告やその公表、罰則など）も参考に、国の法整備の状況や市の実情等を踏まえ、実効性のある救済手法について検討すること。また、あわせて、独立した第三者機関が公平・公正な立場で人権侵害の内容を判断する仕組みについても検討すること。

（その他、附帯意見）

1. 「市は人権侵害を許さない」という基本姿勢をあらためて明確にした基本方針とすることが重要であること。また、国や他自治体に対する意思表示として、まさに今差別が起こり続けている現状や、国や行政の責務について伝える内容及び市としての人権・平和のまちづくりの考え方を伝える内容とすることが重要であること。
2. 例えば罰金を支払えば人権侵害言動が許されるといった、誤ったメッセージとならないよう注意が必要であること。その言動によって当事者がどれだけ悩み、傷つき、苦しんだかを理解してもらう必要があり、そのための「対話」を重視する姿勢が重要であること。